

「電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に寄せられた意見に対する見解

※御意見の全体像が分かるように代表的なご意見を抽出し、整理しています。

※件数については、いただいた御意見を分類分けした件数になりますので、実際に提出された意見数とは異なる場合があります。

※基本的に、いただいたご意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

通し番号	意見内容	見解
1	<p>沖縄エリアの高圧部門の料金規制解除は、電力自由化を進める一方、大手電力会社の独占による値上げリスクを招き、インフラ・生活必需品の消費者保護を損なうと懸念します。沖縄の離島特性を考慮し、認可制を維持する提案を反映してください。</p> <p>1. 認可制の暫定維持 沖縄電力の市場支配（2024年、シェア70%）を踏まえ、料金規制を5年間維持（例：料金上限設定、事前認可義務）。2024年、全国料金10%増で中小企業負担増。企業（例：観光業）の保護を優先。</p> <p>2. 監視体制の強化 規制解除後の料金変動を監視（例：第三者機関による事前審査）。 例：英国の料金キャップ制度（2023年）で消費者保護。値上げ抑制と公平性を確保。</p> <p>3. 再エネ普及の支援 沖縄の再エネポテンシャル（2024年、太陽光20%増）を活かし、接続基準を簡素化（例：系統安定化コスト補助）。地元再エネ事業者の参入を促進し、脱炭素化に貢献。</p> <p>4. 料金透明性の確保 料金内訳の公開義務化（例：再エネ賦課金の明示）。消費者（企業）が選択可能な料金比較ツールを導入し、情報格差を解消。</p> <p>結論 インフラの値上げ防止のため、認可制を維持し、監視強化と消費者保護を徹底してください。公共性と環境を優先し、大手独占を牽制する改正を求めます。</p>	<p>沖縄エリアの高圧部門における料金規制等の解除については、第86回電力・ガス基本政策小委員会では、沖縄エリアにおける新電力シェアは高圧部門で12.2%に達し、その他エリアと比較しても遜色ない水準に達していることから、電力・ガス取引監視等委員会に、料金規制等の解除を行うことに関する懸念の有無と、解除を行う場合にどのような措置を講ずることが必要かについて、意見聴取をすることとしました。</p> <p>意見聴取に対して、電力・ガス取引監視等委員会からは、料金規制等の解除がされた後、3年間は合理的でない値上げが行われないう電力・ガス取引等監視委員会において特別な事後監視を実施する点、料金規制等の解除後も適正な卸取引環境が維持されることを確認することが必要である点に留意しつつ、高圧部門の料金規制等を解除することは差し支えないと考えるとの回答をいただきました。</p> <p>その上で、第87回電力・ガス基本政策小委員会において、沖縄電力より適正な卸取引環境や電気料金水準の維持に努めることを意思表示されたことを踏まえれば、料金規制等の解除後も適正な卸取引環境が維持されると評価することができることから、令和8年4月1日を目途に高圧部門の料金規制等を解除することとしました。</p> <p>なお、料金に係る表示を含め、小売電気事業者等による需要家への情報提供の在り方については、電力の小売営業に関する指針等において、専門家による議論を踏まえた考え方を示しており、小売電気事業者等は当該指針等を遵守した情報提供を行うことが求められています。</p> <p>その他いただいたご意見については、今後、政策を進める上で参考にさせていただきます。</p>